

## 寒川町情報公開審査会審査要領新旧対照表

| 現行  | 改正案  |
|---|--|
| ～略～   | ～略～  |
| (不服申立人の意見陳述期日の設定と陳述手続きの説明)                            | (不服申立人の意見陳述_____)  |
| 第6条 (略)   | 第6条 (略)  |
| 2 不服申立人は、意見陳述を補佐させるため補佐人を選任したときは、遅滞なく審査会に届け出なければならない。 | 2 不服申立人は、条例第19条第2項の規定による許可を受けようとするときは、あらかじめ補佐人出頭許可申請書(別記様式)を審査会に提出しなければならない。             |
| (加える)   | 3 審査会は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、速やかに、許可するかどうかを決定し、不服申立人に通知しなければならない。                        |
| (略)   | 4 (略)  |
| 3 (略)   | (意見陳述者の数)  |
| (加える)   | 第6条の2 条例第19条に規定する口頭により意見を述べる者(不服申立人の代理人及び補佐人を含む)の数は、5人以内とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、この限りでない。 |
| ～略～   | ～略～  |
| (加える)   | 別記様式(第6条関係)  |
|   | 補佐人出頭許可申請書   |
|   | [別紙参照]   |
|   | 附 則  |
|   | この要領は、平成 年 月 日から施行する。  |

※ 寒川町個人情報保護審査会審査要領も同様に改正。